

集合住宅向け 充電設備 普及促進事業

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて充電設備の導入を支援します。



事業期間	令和9年度まで（年度ごとに受付期間を設けます。）
概要	東京都内の集合住宅において、電気自動車等の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。
助成対象者	東京都内の集合住宅に住民用として設置する充電設備の所有者 （法人、個人、法人格のないマンション管理組合及びリース事業者）
助成対象 設備・要件	①電気自動車等に充電するための設備であること。 ②経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。 ③新品であること。
申請について	①国の補助金を併用する場合 工事が完了し国の額確定通知書を受領してから、申請フォームより交付申請（工事・支払完了の翌日から1年以内） ②国の補助金を併用しない場合 工事開始前に申請フォームより交付申請 ※令和8年4月1日以降に設置したものが助成対象となります。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）都市エネ促進チーム

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル

TEL：03-5990-5159

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）9:00～17:00



クール・ネット東京



助成対象経費・助成額 (※1)

	設備購入費 (※2)	設置工事費 (※2)
超急速充電設備 (出力90kW以上)	全額 (機種ごとに上限有) 蓄電池付き充電設備の場合 上限金額 +335 万円	上限 1,600 万円
急速充電設備 (出力10kW以上)		上限 6 万円 / kW か 上限 309 万円 / 基 いずれか低い方
・普通充電設備 ・V2H 充放電設備 ・充電用コンセントスタンド	半額 (機種ごとに上限有)	機械式駐車場へ設置する場合 1基目 上限 135 万円 / 基 2基目～ 上限 68 万円 / 基
充電用コンセント		機械式駐車場へ設置する場合 1基目 上限 95 万円 / 基 2基目～ 上限 48 万円 / 基

(※1) 助成額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。(※2) 国補助金を併用する場合は、その交付金額を差し引いた額が上限額となります。

	申請要件	助成額
通信機能付き充電設備 導入上乗せ補助	遠隔で充電設備の制御及び監視を行い、 充電料金課金等を行う機能を備えた 充電設備を設置する場合	超急速・急速 上限 10 万円 / 基 上記以外の機種 上限 3 万円 / 基
遠隔制御用エネルギー マネジメント設備導入費	充電設備の遠隔制御及び監視を行う エネルギーマネジメント設備を導入する場合	上限 30 万円
先行工事	将来的に充電設備を設置する予定の駐車区画 等に対して、事前に配管工事等を行う場合	上限 7 万円 / 区画 機械式駐車場へ 設置する場合 上限 30 万円 / 区画
受変電設備改修費	合計出力が50kW以上の充電設備を設置する場合	上限 435 万円
機械式駐車場 パレット更新経費	既存機械式駐車場のパレットを、電気自動車等が 駐車可能な規格のパレットへ更新する場合 ※駐車区画数に応じて一定数以上の充電設備設置が必要	上限 140 万円 / パレット

太陽光発電システム及び蓄電池

助成対象設備	太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池等 ※ただし、V2Hを併せて導入する場合に限る。
助成対象経費・助成額	購入費・工事費 上限1,500万円 ※ただし、太陽光発電システム30万円/kW、蓄電池20万円/kWhを上限とする。 ※既存住宅の陸屋根への太陽光発電システムの架台設置に伴う防水工事を行う場合は18万円/kWを上乗せ

マンション充電設備普及促進事業(電気料金)

概要	東京都内の集合住宅において、充電設備を設置するために一需要場所・複数引込を利用して新たに契約した電気料金の基本料金の一部を助成いたします。※連続した最大3年間
事業期間	令和10年度まで
助成額	● 高圧受電契約の場合 上限334万円/年 ※令和6年4月1日以降に充電設備を設置した場合に限る。 ● 高圧受電契約以外の場合 上限18万円/年



詳しい内容については、クール・ネット東京ホームページをご確認ください。

2026年6月